

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第109号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第156号）

犀川の現況の流下能力を算出した平成16年の成果の中で、測点No.6650からNo.7300までの間の不等流計算において、低水敷きについて改修計画河床断面で計算した結果

2 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

3 異議申立て等の経緯

ア H21. 10. 21 公開請求	エ H22. 1. 12 諮問
イ H21. 11. 4 不存在決定	オ H24. 3. 29 答申
ウ H21. 12. 17 異議申立て	

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）報告書【報告書訂正資料】」（以下「本件業務委託報告書」という。）において、「大豆田大橋下流落差工（No.6650）からJR橋（No.7250）までの区間において、落差工、帯工、低水護岸工が完成済みであることから、この区間について平成4年度設計図に基づき改修後の形状とする」と記載されているが、本件業務委託報告書には、落差工等以外の部分の河床について現況に基づく不等流計算結果が記載されているとして、「平成4年度設計図」の河床断面に基づく不等流計算結果の公開を求めたものである。</p> <p>しかしながら、実施機関は、本件業務委託の目的は、河川整備の必要性や優先度を判断するため、現在の治水安全度を評価することであると述べており、本件業務委託報告書の「2.1 犀川下流部の治水安全度評価」の「検討の目的」において、「現況の治水安全度を評価する」と記載されている。</p> <p>このようなことから、異議申立人の主張する計算結果が存在することを窺わせる特段の事情は認められず、本件処分は妥当であると判断する。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第109号

答 申 書

平成24年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成21年10月21日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川の現況の流下能力を算出した平成16年の成果の中で、測点No.6650からNo.7300までの間の不等流計算において、低水敷きについて改修計画河床断面で計算した結果

2 実施機関の決定

実施機関は、平成21年11月4日に、本件公開請求について、不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

ここで、実施機関は、公開請求書の記載内容から、「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）報告書【報告書訂正資料】」（以下「本件業務委託報告書」という。）を「平成16年の成果」に対応すると判断し、これにより、「改修計画河床断面」の計画とは、「平成4年度犀川中小河川改良工事（設計）業務委託報告書全体計画書作成・護岸実施設計編（金沢市本江町～大豆田本町地内）」（以下「平成4年度設計図」という。）を指すものとして決定を行った。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年12月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成22年1月12日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求の趣旨に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

犀川の現況の流下能力を算出した本件業務委託報告書では、「大豆田大橋下流落差工（No.6650）からJR橋（No.7250）までの区間において、落差工、帯工、低水護岸工が完成済みであることから、この区間について平成4年度設計図に基づき改修後の形状とする」と記載されている。

しかし、本件業務委託報告書の不等流計算に用いられた最深河床高は、一部、平成4年度設計図と異なる現況の最深河床高が用いられ、その計算結果が記載されている。

このようなことから、落差工等の構造物以外の箇所についても、平成4年度の改修計画に基づく河床断面を用いた不等流計算がほかに存在するはずであるので、その公開を求めたものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件業務委託報告書の目的は、犀川水系における河川整備計画の策定に当たり、整備対象箇所の検討を行うとともに、河川整備計画の内容及び段階的な改修計画について検討を行うものである。

その際、改修の必要性や優先度を判断するため、現況の治水安全度を評価する必要がある。大豆田大橋下流落差工（No.6650）からJR橋（No.7250。西日本旅客鉄道株式会社の犀川橋梁）の評価に当たっては、平成4年度の改修計画に基づき低水敷の落差工、帯工、低水護岸工を整備した箇所では、これを基に最深河床高を設定し、それ以外の箇所の最深河床高については現況の数値を用いて不等流計算を行い、流下能力を算定している。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件業務委託報告書に、「大豆田大橋下流落差工（No.6650）からJR橋（No.7250）までの区間において、落差工、帯工、低水護岸工が完成済みであることから、この区間について平成4年度設計図に基づき改修後の形状とする」と記載されていることについて、当該区間の平成4年度設計図に基づく河床断面を用いた不等流計算結果である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件業務委託報告書の記載を基に、落差工、帯工、低水護岸工以外の部分の河床についても、平成4年度設計図の河床断面に基づく不等流計算結果が存在するはずであると主張しているものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、本件業務委託の目的は、河川整備の必要性や優先度を判断するため、現在の治水安全度を評価することであると述べており、本件業務委託報告書の「2.1 犀川下流部の治水安全度評価」の「検討の目的」において、「現況の治水安全度を評価する」と記載されている。

このようなことから、異議申立人の主張する計算結果が存在することを窺わせる特段の事情は認められず、本件処分は妥当であると判断する。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 1 月 12 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 6 号)
平成 22 年 3 月 3 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 22 年 4 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 23 年 11 月 22 日 (第 219 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 12 月 22 日 (第 220 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 1 月 24 日 (第 221 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 2 月 17 日 (第 222 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 3 月 22 日 (第 223 回審査会)	○事案の審議を行った。